

## 地方税法の寄附金税額控除に係る特定非営利活動法人の指定について (報告)

### 1 主旨

NPO法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県または市町村が条例において指定したものは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる。申出があった法人の指定の手続きを進めるにあたっては、基準・手続条例において、審議会の意見を聴くことと定められているため、審議した。

### 2 平成 29 年度指定申出のあった特定非営利活動法人

#### (1) 新規 (1 法人)

申出年月日	法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 29 年 7 月 13 日	特定非営利活動法人 みゅーまる	横須賀市浦郷町 一丁目 48 番地	この法人は、青少年、児童、幼児、高齢者、社会人に対して、動物愛護の啓発に関する事業や、動物達とのふれあいと音楽を組み合わせた施設訪問事業等を行い、人間と動物との共存、人間の社会福祉、青少年の育成、芸術の振興に寄与することを目的とする。

#### (2) 更新 (1 法人)

申出年月日	法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 29 年 7 月 14 日	特定非営利活動法人 産業クラスター研究会	横須賀市光の丘 8 番 3 号 YRP ベンチャー棟 209 号	この法人は、対象地域の中小企業経営者の有志及び行政・大学・企業の OB であるシニアの有志が中心となり民間版「産業クラスター」を形成する。それによりシニアの生き甲斐や社会貢献につなげると共に、シニアの豊富な経験を活かし、行政・大学・研究所・金融機関などの協力を得て地域の中小企業活性化の方策研究、さらには研究成果の実施などの事業を行うと共に、「新しい公共」実現のため、地域に密着した公益事業を行い、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

※特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所については、更新の申出なし

### 3 審査結果

今年度申出のあった上記2法人について、横須賀市長からの諮問に基づき、基準・手続条例で定める基準への適合状況を審査した。審査結果は次のとおり。

No.	特定非営利活動法人名称	審査結果
1	みゅーまる	否（指定不相当）
2	産業クラスター研究会	適（指定相当）

### 4 経過

平成 29 年 8 月 5 日 審議会へ諮問

平成 29 年 9 月 13 日 NPO 法人条例指定部会において審議

平成 29 年 10 月 13 日 横須賀市長へ答申

平成 29 年 12 月 市議会 12 月定例議会へ指定条例議案の提案

◆三浦半島高齢者福祉事業所

⇒更新申出がなかったため、指定の取消し

◆産業クラスター研究会の寄附控除対象期間

平成 24 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日

⇒平成 24 年 1 月 1 日～平成 34 年 12 月 31 日（延長）

平成 29 年 12 月 18 日 議決（平成 30 年 1 月 1 日施行）

平成 30 年 1 月 当該法人の寄附控除対象期間等を広報紙等により市民へ周知

<参考> 現在、本市の指定を受けているNPO法人

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定の効力が生じた日	寄付金控除対象期間
特定非営利活動法人 産業クラスター研究会	横須賀市光の丘 8 番 3 号 YRP ベンチャー棟 209 号	平成 24 年 12 月 19 日	平成 24 年 1 月 1 日 ～平成 34 年 12 月 31 日
特定非営利活動法人 横須賀国際交流協会	横須賀市日の出町 一丁目 5 番地 ヴェルクよこすか 2 階	平成 25 年 12 月 17 日	平成 25 年 1 月 1 日 ～平成 30 年 12 月 31 日
特定非営利活動法人 アクションおっぱま	横須賀市追浜町 二丁目 13 番地	平成 25 年 12 月 17 日	平成 25 年 1 月 1 日 ～平成 30 年 12 月 31 日
特定非営利活動法人 WE 2 1 ジャパンよこすか	横須賀市根岸町三丁目 15 番 12 号長谷川ビル 102 号	平成 26 年 12 月 18 日	平成 26 年 1 月 1 日 ～平成 31 年 12 月 31 日
特定非営利活動法人 YMCA コミュニティサポート	横須賀市根岸町三丁目 3 番 15 号	平成 27 年 12 月 18 日	平成 27 年 1 月 1 日 ～平成 32 年 12 月 31 日